

I. はじめに

2015年に相続税法が改正され、基礎控除額の引き下げや税率の引き上げなど課税が強化されたのは記憶に新しいですが、2018年には約40年ぶりに民法の相続法も大改正されました。この2018年改正は2019年から順次適用が開始されています。そこで今回のSeiwa Newsletterでは、この2018年改正を取り上げて、主な内容を紹介いたします。

II. 相続の基礎知識

遺産相続は、遺言書がある場合はその内容が優先されますが、遺言書がない場合は次の順位および割合で遺産分割が行われます。配偶者は常に相続人となり、そのほか第1順位が直系卑属（子や孫）、子や孫がいなければ第2順位の直系尊属（父母や祖父母）、父母や祖父母もいなければ第3順位の兄弟姉妹が相続人となります。

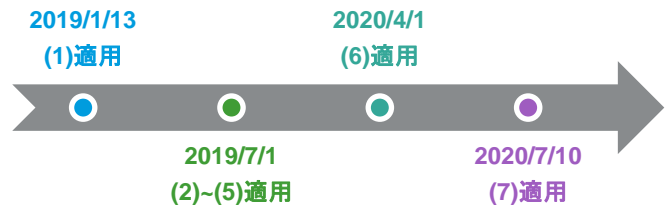
相続人	法定相続割合	遺留分
配偶者+子	配偶者 1/2、子 1/2	1/2
配偶者+父母	配偶者 2/3、父母 1/3	1/2
配偶者+兄弟姉妹	配偶者 3/4、兄弟姉妹 1/4	1/2
配偶者のみ	配偶者 100%	1/2
子のみ	子 100%	1/2
父母のみ	父母 100%	1/3
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹 100%	-

また、兄弟姉妹以外の相続人には「遺留分」という最低限相続できる割合が保障されています。たとえば、配偶者と子のいる被相続人が「配偶者に全財産を相続させる」という遺言を残したとしても、子は配偶者に財産の1/4（＝遺留分1/2×法定相続割合1/2）を支払うよう請求することができます。

III. 2018年改正の主な内容

2018年改正の原則的な適用日は2019年7月1日です。ただし、一部の改正は1月から先行して、残りは2020年4月から段階的に適用されます。改正後すぐに一斉適用されなかったのは、相続は紛争に発展する可能性が比較的高く、国民生活に大きく影響する問題であることから、改正の内容を十分周知することを優先したためです。

【2018年改正の適用スケジュール】



(1) 財産目録がパソコンで作成可能に

いくつかある遺言書の種類で最も多いと言われる「自筆証書遺言」は、その名のとおり全文を自筆で書かなければなりませんでした。特に大変なのが「財産目録」で、預金であれば銀行名、支店名、預金の種類および口座番号を正確に記載する必要があります。また、財産の範囲や金額が変わるたびに作り直さなければなりません。

今回の改正では、この財産目録の手間や記載誤りを減らすために、パソコンで作成した目録や通帳のコピーなど、自筆によらない書面を添付することで自筆証書遺言を作成できるようになります。

(2) 介護や看病に貢献した親族は金銭請求が可能に

従来から、被相続人の介護や看病に尽くした相続人が、その貢献に応じてより多くの遺産を相続できる「寄与分」という制度が存在します。しかし、この制度を主張できるのは「相続人」に限られており、相続人でない親族（たとえば子の配偶者）には認められず、不公平であると指摘されていました。

今回の改正により、相続人ではない親族であっても、被相続人の介護や看病に貢献した場合には、相続人に対して金銭を請求できるようになります。この「特別の寄与」が認められるための要件/留意点は次のとおりです。

- 被相続人の親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）
- 無償の療養看護その他の労務を提供（財産給付なども認められている「寄与分」より範囲が狭い）
- 被相続人の財産の維持または増加に特別に寄与

特別寄与料の金額は、請求者と相続人の協議で決定されますが、もし協議が整わないときは、相続開始および相続人を知った時から6ヶ月または相続開始から1年以内に限り、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことができます。過去には、常時見守りが必要となった父親を3年間介護した息子に1日当たり8,000円の「寄与分」を認めた判例があります。

(3) 遺産分割前に預貯金の一部払戻しが可能に

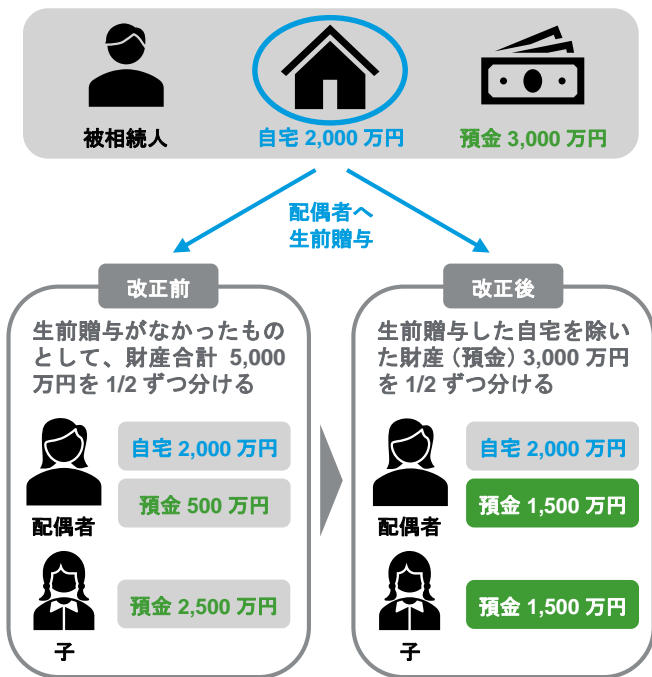
改正前は、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済など、お金が必要であっても、相続人は遺産分割が終了するまでは被相続人の預貯金を払戻すことができませんでした。

そこで、このような相続人の資金需要に対応することができるよう、遺産分割前でも預貯金債権のうち一定額については、各相続人が単独で、家庭裁判所への申し立てあるいは金融機関への請求により払戻しできるようになります。後者について払戻し可能な金額は、金融機関ごとに、預貯金残高×1/3×法定相続割合（上限150万円）です。

(4) 自宅の生前贈与が相続財産の対象外に

被相続人が生前、配偶者に自宅を贈与した場合でも、その自宅は遺産の先渡しであり、遺産分割において配偶者が受け取ることのできる財産がその分減らされていました。そのため、被相続人が、自分の死後に配偶者が生活に困らないようにという想いで生前贈与しても、配偶者が受け取る財産の総額は、結果的に生前贈与しないと変わりませんでした。

改正後は、結婚期間が20年以上の夫婦間で、配偶者に対して自宅を生前贈与した場合、遺産分割における計算上、遺産の先渡しとして取り扱う必要はなく、配偶者がより多くの財産を受け取れるようになります。



(5) 遺留分制度の見直し

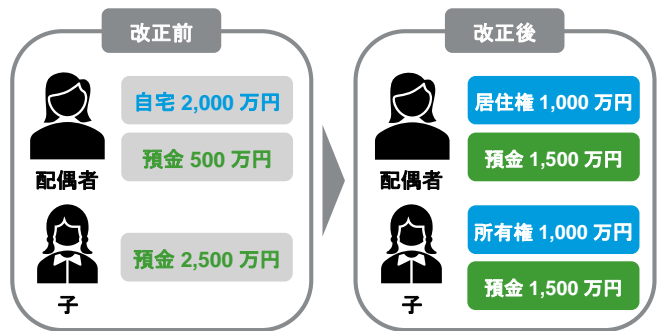
ある相続人から遺留分が請求されると、請求した側とされた側で財産を共有することになります。対象が換金性の高い財産であれば良いですが、事業用資産や不動産の場合、その処分や利用に大きな制約を受けることになります。

そこで新たな制度では、遺留分に基づく請求権を金銭債権化し、金銭で精算できるようになりました。この改正により、事業承継に不可欠な自社株や事業用資産を後継者に相続させ、他の相続人には後継者から金銭を支払うことが可能となり、円滑に事業承継しやすくなります。

(6) 配偶者居住権の創設

配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に居住していた場合、配偶者の生活の基盤を守るために、相続開始から6ヶ月間はその建物に無償で住み続けることができるようになります。この権利を「配偶者短期居住権」といいます。

また、「配偶者居住権」という権利も創設されます。これは建物についての権利を「負担付きの所有権」と「配偶者居住権」に分け、配偶者は後者、それ以外の相続人は前者を相続できるようにした制度です。この「配偶者居住権」は完全な所有権とは異なり、自由に売ったり貸したりできない分、評価額を低く抑えることができます。そのため、配偶者は自宅に住み続けながら、預貯金など他の財産をより多く取得できるようになり、その後の生活の安定が図れます。



(7) 法務局で自筆証書遺言が保管可能に

2020年7月10日から自筆証書遺言を法務局で保管してくれる制度が始まります。これまでは遺言書の保管場所が分からない、本人が書いたかどうか疑わしい、あるいは改ざんの疑いなど、自筆証書遺言にはさまざまな問題がありました。

新しい制度では、遺言書を作成した本人が法務局に預けるため、その内容に疑いの生じる余地がないですし、保管場所が法務局と分かれば所在不明になる心配もありません。

また、遺言書を開封する際には家庭裁判所で検認手続を受けなければならない、手間も時間もかかっていましたが、この制度では検認手続は不要であり、より簡単に確実に自筆証書遺言を利用できるようになります。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/